

KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービス
契約約款

令和3年4月1日

KDDI株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの通信モード

- 第4条 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの通信モード

第3章 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの品目等

- 第5条 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの品目等

第4章 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供区域

- 第6条 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供区域

第5章 契約

- 第7条 契約の単位
- 第8条 共同契約
- 第9条 アクセス回線の終端
- 第10条 收容区域及び加入区域
- 第11条 イーサネット網契約申込の方法
- 第12条 イーサネット網契約申込の承諾
- 第13条 最低利用期間
- 第14条 契約者数の変更
- 第15条 品目等の変更
- 第16条 アクセス回線等の移転
- 第17条 アクセス回線の異経路
- 第18条 利用の一時中断
- 第19条 その他の契約内容の変更
- 第20条 利用権の譲渡の禁止
- 第21条 契約者が行うイーサネット網契約の解除
- 第22条 当社が行うイーサネット網契約の解除
- 第23条 その他の提供条件

第6章 契約者回線群の設定等

- 第24条 契約者回線群の設定
- 第25条 契約者回線群の変更等
- 第26条 契約者回線群の廃止

第7章 付加機能

- 第27条 付加機能の提供
- 第28条 付加機能の廃止

第8章 端末設備の提供等

- 第29条 端末設備の提供
- 第30条 端末設備の移転
- 第31条 端末設備の利用の一時中断

第9章 回線相互接続

- 第32条 当社又は他社の電気通信回線の接続
- 第33条 他社接続回線との相互接続
- 第34条 他社接続回線接続変更
- 第35条 接続休止
- 第36条 削除

第10章 利用中止等

- 第37条 利用中止
- 第38条 利用停止

第11章 通信等

- 第39条 通信利用の制限等
- 第40条 協定事業者の契約約款等による制約

第12章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

- 第41条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

- 第42条 定額利用料の支払義務
- 第43条 工事費の支払義務
- 第44条 線路設置費の支払義務
- 第45条 設備費の支払義務

第3節 料金の計算等

- 第46条 料金の計算方法等
- 第47条 料金等の支払いの連帯責任

第4節 保証金

- 第48条 保証金

第5節 割増金及び延滞利息

- 第49条 割増金
- 第50条 延滞利息

第13章 保守

- 第51条 契約者の維持責任
- 第52条 契約者の切分責任
- 第53条 修理又は復旧の順位

第14章 損害賠償

- 第54条 責任の制限
- 第55条 免責

第15章 雑則

- 第56条 承諾の限界
- 第57条 利用に係る契約者の義務
- 第58条 他人に使用させる場合の契約者の義務
- 第59条 契約者からのアクセス回線及び端末設備の設置場所の提供等
- 第60条 技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第61条 法令に規定する事項
- 第62条 閲覧
- 第63条 契約者からの通知
- 第64条 契約者の氏名等の通知
- 第65条 協定事業者からの通知
- 第66条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行
- 第67条 附帯サービス

別記

料金表

通則

- 第1表 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの料金
- 第2表 工事に関する費用
- 第3表 附帯サービスに関する料金
- 料金表別表1 同一市町村内多回線割引の適用

別表

基本的な技術的事項

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法において周知するものとし、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし

ます。
2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 イーサネット県内収容網	株式会社オプテージのイーサネット網サービス契約約款に定めるイーサネット県内収容網であり、同一の府県内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための株式会社オプテージの電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 イーサネット収容網	株式会社オプテージのイーサネット網サービス契約約款に定めるイーサネット収容網であり、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための株式会社オプテージの電気通信回線設備であって、イーサネット県内収容網以外のもの
5 イーサネット網	イーサネット県内収容網又はイーサネット収容網

6	イーサネット中継網	イーサネット県内收容網相互間を接続する電気通信回線設備
7	KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービス	イーサネット網又はイーサネット県内收容網及びイーサネット中継網を使用して行う電気通信サービス
8	イーサネット網サービス取扱局	株式会社オプテージのイーサネット網サービス契約約款に定めるイーサネット網サービス取扱局
9	イーサネット網サービス取扱所	KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに関する業務を行う当社の事務所
10	收容局設備	イーサネット網に所属するイーサネット網サービス取扱局に設置される電気通信設備
11	イーサネット網契約	当社からKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供を受けるための契約
12	契約者	当社とイーサネット網契約を締結している者
13	相互接続点	株式会社オプテージと株式会社オプテージが別に定める電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の規定により登録を受けた者又は事業法第16条の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（株式会社オプテージが別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
14	協定事業者	株式会社オプテージのイーサネット網サービス契約約款に定める協定事業者
15	他社接続回線	株式会社オプテージのイーサネット網サービス契約約款に定める他社接続回線
16	アクセス回線	イーサネット網契約に基づいて設置された收容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備
17	アクセス回線等	株式会社オプテージのイーサネット網サービス契約約款に定めるアクセス回線等
18	中継局設備	イーサネット中継網に所属するイーサネット網サービス取扱局に設置される電気通信設備
19	中継回線	イーサネット県内收容網に係る收容局設備と中継局設備との間に設置される電気通信回線
20	契約者回線	アクセス回線、中継回線又は中継網接続回線
21	アクセス回線群	イーサネット網を使用して相互に通信を行うことのできるアクセス回線により構成される回線群又はイーサネット県内收容網及びイーサネット中継網を使用して他の回線と相互に通信を行うことのできる単独のアクセス回線
22	中継回線群	イーサネット中継網を使用して異なる府県間で相互に通信を行うことのできるアクセス回線群に対応する中

	継回線及び中継網接続回線により構成される回線群
23 契約者回線群	アクセス回線群又は中継回線群により構成された相互に通信を行うことができる回線群
24 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
25 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
26 自営電気通信設備	株式会社オプテージが別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
27 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
28 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 KDDI Area Ethernet (OPTAGE)サービスの通信モード

(KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの通信モード)

第4条 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスには、次の通信モードがあります。

種 類	内 容
データモード	符号又は映像の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの

第3章 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの品目等

(KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの品目等)

第5条 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスには、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの料金) に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

第4章 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供区域

(KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供区域)

第6条 当社のKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

2 当社は、当社が指定するイーサネット網サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第5章 契約

(契約の単位)

第7条 当社は、契約者回線1回線ごとに1のイーサネット網契約を締結します。

(共同契約)

第8条 当社は、1の契約者回線について、契約者が2人以上となるイーサネット網契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

(アクセス回線の終端)

第9条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安機又は配線盤等を設置し、これをアクセス回線の終端とします。

2 当社は、イーサネット網サービス取扱局内の当社が指定する地点に電気通信設備を設置し、これをアクセス回線の終端とします。

3 当社は、前2項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(收容区域及び加入区域)

第10条 当社は、料金表第1表（KDDI Area Ethernet（OPTAGE）サービスの料金）に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するイーサネット網サービス取扱所においてその收容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(イーサネット網契約申込の方法)

第11条 イーサネット網契約の申込みをするときには、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をイーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) KDDI Area Ethernet（OPTAGE）サービスの通信モード、品目及び通信又は保守の態様による細目

(2) アクセス回線の終端の設置場所

(3) 所属するアクセス回線群

(4) 所属する契約者回線群

(5) 中継回線に係るイーサネット網契約の申込みにあつては、前各号に掲げる事項のほか、その中継回線に対応するアクセス回線群及び中継回線群

(6) 他社接続回線と接続するイーサネット網契約の申込みにあつては、相互に接続する他社接続回線に係るサービスの品目、通信又は保守の態様による細目、区間および協定事業者の氏名又は名称

(7) その他KDDI Area Ethernet（OPTAGE）サービスの内容を特定するため必要な事項

(イーサネット網契約申込の承諾)

第12条 当社は、イーサネット網契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのイーサネット網契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) アクセス回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

- (2) イーサネット網契約の申込みをした者がKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) アクセス回線の契約にあつては、アクセス回線群がないとき。
 - (4) 中継回線の契約にあつては、その中継回線に対応するアクセス回線群又は中継回線群がないとき。
 - (5) 他社接続回線と接続するイーサネット網契約の申込みにあつては、そのイーサネット網契約の申込みをした者が、他社接続回線について協定事業者と契約を締結している者との者とならないとき、その他社接続回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、そのイーサネット網契約の申込みが、料金表第1表(料金)1(適用)(2)に規定する高速デジタル伝送方式のものにかかるときは、その申込みを承諾しません。

(最低利用期間)

- 第13条 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスについては、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの料金) に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 削除
- 4 契約者は、前項の最低利用期間内にイーサネット網契約の解除又はKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの品目等の変更、料金表第1表に定める通信又は保守の態様による細目の変更又はアクセス回線の移転があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(契約者数の変更)

- 第14条 契約者は、契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書を契約事務を行うイーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の申込があつたときは、第12条 (イーサネット網契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(品目等の変更)

- 第15条 契約者は、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目並びに料金表第1表 (料金) に定めるプランの変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があつたときは、当社は、第12条 (イーサネット網契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(アクセス回線等の移転)

- 第16条 契約者は、アクセス回線等の移転の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があつたときは、当社は、第12条 (イーサネット網契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(アクセス回線の異経路)

第17条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、そのアクセス回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

(利用の一時中断)

第18条 当社は、契約者から請求があったときは、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの利用の一時中断（そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(その他の契約内容の変更)

第19条 当社は、契約者から請求があったときは、第11条（イーサネット網契約申込の方法）第6号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（イーサネット網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用権の譲渡の禁止)

第20条 利用権（契約者がイーサネット網契約に基づいてKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供を受ける権利をいいます。）は、譲渡することができません。

(契約者が行うイーサネット網契約の解除)

第21条 契約者は、イーサネット網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめイーサネット網サービス取扱所に書面により通知して頂きます。

(当社が行うイーサネット網契約の解除)

第22条 当社は、次の場合には、そのイーサネット網契約を解除することがあります。

(1) 第38条（利用停止）の規定によりKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないとき。

(2) そのイーサネット網契約に係る契約者回線群について、第26条（契約者回線群の廃止）に規定する契約者回線群の廃止があった場合であって、第25条（契約者回線群の変更等）第1項に規定する所属先の変更の請求を行わないとき。

(3) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断又は第34条（他社接続回線接続変更）に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。

2 当社は、契約者が第38条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの利用停止をしないでそのイーサネット網契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのイーサネット網契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第23条 イーサネット網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3によります。

第6章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定)

- 第24条 イーサネット網契約の申込みをする者は、所属する契約者回線群を指定していただきます。
- 2 前項の場合において、当社は、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る契約者の承諾が得られない場合を除いて、契約者回線群を設定します。
 - 3 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、イーサネット網サービス取扱所に届け出ていただきます。
 - 4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
 - 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(契約者回線群の変更等)

- 第25条 契約者（回線群代表者を除きます。）は、現に所属する契約者回線群から他の契約者回線群へ、契約者回線群の変更の請求を行うことができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第24条（契約者回線群の設定）の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
 - 3 契約者は、回線群代表者をその契約者回線群に所属する契約者の承認が得られない場合を除いて、同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

(契約者回線群の廃止)

- 第26条 当社は、次の場合には、契約者回線群を廃止します。
- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の請求があったとき。
 - (2) 回線群代表者に係る契約者回線について、契約の解除があった場合であって、第25条（契約者回線群の変更等）第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
 - (3) その契約者回線群に所属するアクセス回線がなくなったとき。

第7章 付加機能

(付加機能の提供)

第27条 当社は、契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等、当社のKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の廃止)

第28条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、イーサネット網契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2) 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第8章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第29条 当社は、契約者から請求があったときは、そのアクセス回線について料金表第1表（KDDI Area Ethernet（OPTAGE）サービスの料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第30条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第31条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第9章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第32条 契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線と株式会社オプテージ又は株式会社オプテージが別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をイーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する株式会社オプテージ又は株式会社オプテージが別に定める電気通信事業者の契約約款及び料金表等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続回線との相互接続)

第33条 当社は、他社接続回線と接続するイーサネット網契約の申込みを承諾したときは、その他社回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線接続変更)

第34条 当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更(以下「他社接続回線接続変更」といいます。)を行いません。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(イーサネット網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

第35条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る株式会社オプテージが別に定める電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを全く利用できなくなったときは、そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスについて接続休止(そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを一時的に利用できなくなることをいいます。以下同じとします。)とします。

ただし、そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのイーサネット網契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

第36条 削除

第10章 利用中止等

(利用中止)

第37条 当社は、次の場合には、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの利用を中止することができます。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第40条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在を変更するとき。

2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第38条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの料金、工事に関する費用、附帯サービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの利用を停止することができます。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第62条(利用に係る契約者の義務)又は第63条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、アクセス回線に自営端末設備、自営電気通信設備、株式会社オプテージが別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) アクセス回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をアクセス回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第11章 通信等

(通信利用の制限等)

第39条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記18に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 着信が制限されるときは、通信の相手先に着信しないときがあります。

(協定事業者の契約約款等による制約)

第40条 契約者は、協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款（料金表等を含みます。）の規定により、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに係る他社接続回線その他その協定事業者に係る電気通信設備を使用することができない場合においては、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに係る通信を行うことはできません。

- 2 削除

第12章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第41条 当社が提供するKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの料金は、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの料金) に定めるところによります。

2 当社が提供するKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表 (工事に関する費用) に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する料金は、当社が提供するKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの態様に応じて、回線使用料、加算額、付加機能利用料、基本機能利用料及び通信料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第42条 契約者は、そのイーサネット契約に基づいて当社がKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供を開始した日 (付加機能又は端末設備の提供についてはその提供を開始した日) から起算して契約の解除があった日 (付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日) の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、定額利用料 (料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの料金) に規定する料金のうち定額料金であるもの (以下「定額料金」といいます。)) の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを利用することができない状態が生じたときの定額料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の定額料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを利用できなかった期間中の定額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。) が生じた場合 (2欄から4欄までに該当する場合によりその状態が生じた場合を除きます。) に、そのことを当社が知った時刻から起	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。) に対応するそのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービス (そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) についての定額料金

算して、24時間（保守の態様による細目について、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合はその時間とします。）以上その状態が連続したとき。	
2 当社の故意又は重大な過失によりそのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービス（そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての定額料金
3 アクセス回線の移転若しくは端末設備の移転に伴って、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービス（そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての定額料金
4 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービス（そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての定額料金

3 第1項の期間において、契約者がKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの定額料金の支払いには、次によります。

(1) 他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線に係る契約者に帰する事由により、他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに係る定額料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを利用できなかった期間中の定額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
-----	------------

<p>1 契約者の責めによらない理由により、他社接続回線と相互に接続するKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスについての定額料金</p>
<p>2 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスと相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者又は当社の故意又は重大な過失によりそのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービス（そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての定額料金</p>

- 4 前2項の規定にかかわらず当社が別に定める回線使用料の扱いについて、料金表第1表（料金）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 5 当社は、支払いを要しないこととされた定額料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 6 他社料金設定回線に係る料金の支払義務については、前5項の規定にかかわらず、第6節（他社料金設定回線の料金の取扱い等）に規定するところによります。

（工事費の支払義務）

第43条 契約者は、イーサネット網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第44条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、アクセス回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りで

ありません。この場合、既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- (1) アクセス回線の終端が区域外（收容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となるイーサネット網契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
 - (2) アクセス回線の終端が区域外にあるアクセス回線について、その種類及び品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (3) 移転後のアクセス回線の終端が区域外となるアクセス回線の移転（移転後のアクセス回線の終端が移転前のアクセス回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外におけるアクセス回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第45条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要するイーサネット網契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっている部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

（料金の計算方法等）

第46条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

（料金等支払いの連帯責任）

第47条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 保証金

（保証金）

第48条 当社は、契約者（新たに契約者となる者を含みます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかに該当する場合に、料金表第1表（KDDI Area Ethernet（OP TAGE）サービスの料金）に規定する定額料金の3ヵ月分に相当する額を超えない範囲で当社が別に定める条件に従って保証金を預けていただくことがあります。

（1）契約者が現に利用している当社の電気通信サービスの料金について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合

（2）支払期日を経過してもなお支払わないことが予想される場合

2 当社は、イーサネット網契約が消滅した場合には、保証金を契約者が支払うべき料金に充当し、その残額を返還します。

（注）本条第1項に規定する当社が別に定める条件は、保証金に利息を付さないことを条件として預けていただくこととします。

第5節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第49条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（延滞利息）

第50条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第13章 保守

(契約者の維持責任)

第51条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第52条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がアクセス回線等に接続されている場合であって、アクセス回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、イーサネット網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第53条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第39条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記18に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）

3	第1順位及び第2順位に該当しないもの
---	--------------------

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にそのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

第14章 損害賠償

(責任の制限)

第54条 当社は、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第42条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第42条第2項第2号の表1欄に規定する時間の倍数である部分に限り、以下この条において同じとします。）に対応するそのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限り、）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います

(免責)

第55条 当社は、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。但し、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（イーサネット網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現にアクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第15章 雑則

(承諾の限界)

第56条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係る契約者回線が他社接続回線である場合において、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第57条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がイーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がイーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がイーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを利用しないこと。

なお、当社が別に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第58条 契約者は、当社がイーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の者に使させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、当社がイーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。

(2) 契約者は、当社がイーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その設備を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

(3) 契約者は、当社が別に定める事項について、そのアクセス回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、そのアクセス回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げる約款の規定の適用とします。

ア 第52条 (契約者の維持責任)

イ 第53条 (契約者の切分責任)

ウ 別記5 (自営端末設備の接続)

エ 別記6 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)

オ 別記7 (自営電気通信設備の接続)

カ 別記8 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からのアクセス回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第59条 契約者からのアクセス回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第60条 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するイーサネット網サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを利用するうえで参考となる別記12の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第61条 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第62条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(契約者からの通知)

第63条 当社は、他社接続回線について、第11条 (イーサネット網契約申込の方法) に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について契約者から速やかにイーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

(契約者の氏名等の通知)

第64条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者 (その協定事業者とKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。) の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第65条 当社は、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金または工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を当社が受けることについて、契約者に同意していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第66条 当社は契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者の契約約款及び料金表等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行なうことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社の請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、また怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(附帯サービス)

第67条 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記10及び13に定めるところによります。

別記

1 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供区域等

(1) KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスは、次に掲げる区域において提供します

KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供区域
株式会社オプテージの契約約款に定める提供区域 (KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに相当する電気通信サービスに係るものに限ります。) と同じとします。

(2) 当社のKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供区間は、契約者回線の終端相互間、契約者回線の終端と相互接続点との間及び相互接続接続点相互間とします

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてイーサネット網取扱所に通知していただきます。

(2) 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

(1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うイーサネット網取扱所に届け出ていただきます。

(2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(3) 契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等

(1) イーサネット網契約に係るアクセス回線の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社がアクセス回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2) 当社は、契約者から要請があったときは、当社が別に定めるところによりそのアクセス回線及び端末設備の設置場所を提供することがあります。

(3) 契約者は、アクセス回線の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、アクセス回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をアクセス回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

アクセス回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

10 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、イーサネット網契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスに係る事項について、手続きの代行を行います。

11 新聞社等の基準

用語	用語の意味
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放

	送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社
--	---

12 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電氣的条件及び光学的条件 (3) 論理的条件

13 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの支払証明書を発行します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

料金表 通則

(料金の設定)

- 1 他社接続回線（当社が別に定める協定事業者に係るものに限り、）と接続して提供するKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と当社が別に定める協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。
- 2 他社接続回線（西日本電信電話株式会社に係るものに限り、）と接続して提供するKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスに係る料金に関する費用については、当社の提供区間と西日本電信電話株式会社の提供区間とを合わせて当社が設定します。

(料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者がそのイーサネット網契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、定額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日でKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供の開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日でイーサネット網契約の解除（付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 暦月の初日にKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供の開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日にそのイーサネット網契約の解除（付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日でKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの種類及び品目等の変更等により定額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の定額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第42条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 5 4の規定による定額料金の日割は暦日数により行います。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するイーサネット網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 10 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 10に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 11 第42条(定額利用料の支払義務)から第45条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により支払を要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格(消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、KDDI Area Ethernet (OPTAGE)サービスの延滞利息については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のイーサネット網サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(実費の算定方法)

- 13 当社は、この約款に規定する加算額及び設備費のうち別に算定する実費については、当社が別に定める基準に基づいて算定します。

(料金等の請求)

- 14 KDDI Area Ethernet (OPTAGE)サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 料金

1 適用

KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの料金の適用については、第42条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容																																		
(1) 收容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、イーサネット網サービス取扱局にアクセス回線を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>																																		
(2) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、データモードに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <p>(ア) アクセス回線の品目</p> <p>① 高速デジタル伝送方式のもの（他社接続回線が西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表等に規定する高速デジタル伝送サービス（Yインタフェースのもの及び多重アクセスを利用するもの以外のもの）とします。）であるとき、又は契約者回線が別表の1の(1)に規定するユーザ・網インタフェースに係るものであるとき</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>128kb/s</td> <td>128kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>512kb/s</td> <td>512kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>1.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>② イーサネット方式のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5Mb/s</td> <td>0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Mb/s</td> <td>1Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s</td> <td>2Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>3Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4Mb/s</td> <td>4Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6Mb/s</td> <td>6Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7Mb/s</td> <td>7Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8Mb/s</td> <td>8Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>9Mb/s</td> <td>9Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s</td> <td>20Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	512kb/s	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																																		
128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
512kb/s	512kbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
1.5Mb/s	1.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
品 目	内 容																																		
0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																		
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																		

	<table border="1"> <tr><td>30Mb/s</td><td>30Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>40Mb/s</td><td>40Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>50Mb/s</td><td>50Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>60Mb/s</td><td>60Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>70Mb/s</td><td>70Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>80Mb/s</td><td>80Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>90Mb/s</td><td>90Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>100Mb/s</td><td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>200Mb/s</td><td>200Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>300Mb/s</td><td>300Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>400Mb/s</td><td>400Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>500Mb/s</td><td>500Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>600Mb/s</td><td>600Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>700Mb/s</td><td>700Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>800Mb/s</td><td>800Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>900Mb/s</td><td>900Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>1Gb/s</td><td>1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> </table> <p>備考 契約者が指定することができるアクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるイーサネット網サービス取扱局の收容区域内に限ります。</p> <p>③ 削除 (イ) 中継回線の品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	品目	内 容	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
品目	内 容																																								
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																								
(3) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 削除 イ 保守の態様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常クラス</td> <td>エコノミークラス以外のもの</td> </tr> <tr> <td>エコノミークラス</td> <td>契約者回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 エコノミークラスは、アクセス回線の高速デジタル伝送方式の128kb/s及び中継網接続回線の高速デジタル伝送方式の128kb/s、1.5Mb/sの品目に限り提供します。</p>	区 別	内 容	通常クラス	エコノミークラス以外のもの	エコノミークラス	契約者回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの																																		
区 別	内 容																																								
通常クラス	エコノミークラス以外のもの																																								
エコノミークラス	契約者回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの																																								
(4) プランに係る料金の	<p>当社は、アクセス回線の品目に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおりプランを定めます。</p>																																								

適用	区 別	内 容					
	プラン1	イーサネット県内收容網に係る收容局設備にアクセス回線を收容して提供するもの					
	プラン2	イーサネット收容網に係る收容局設備にアクセス回線を收容して提供するもの					
(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービス（データモードに係るものに限ります。）には、異経路によるものならびに長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に次表左欄に定める事由があった場合は、第42条（定額利用料の支払義務）及び料金表通則3から5の規定にかかわらず、次表に定める料金の額に消費税相当額を加算した額について、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="502 851 1380 1310"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支払を要する料金の額（税抜価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 イーサネット網契約の解除があった場合</td> <td>残余の期間に対応する回線使用料に相当する額</td> </tr> <tr> <td>2 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの品目等の変更又はアクセス回線の移転があった場合（変更前の回線使用料の額から変更後の回線使用料の額を控除し、残額がある場合に限ります。）</td> <td>左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 2 欄の場合に、品目等の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又はイーサネット網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の金額を合算して行います。</p>	区 分	支払を要する料金の額（税抜価格）	1 イーサネット網契約の解除があった場合	残余の期間に対応する回線使用料に相当する額	2 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの品目等の変更又はアクセス回線の移転があった場合（変更前の回線使用料の額から変更後の回線使用料の額を控除し、残額がある場合に限ります。）	左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額
区 分	支払を要する料金の額（税抜価格）						
1 イーサネット網契約の解除があった場合	残余の期間に対応する回線使用料に相当する額						
2 KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの品目等の変更又はアクセス回線の移転があった場合（変更前の回線使用料の額から変更後の回線使用料の額を控除し、残額がある場合に限ります。）	左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額						
(6) 削除							
(7) 長期継続利用にかかわる料金の適用	<p>ア 当社は契約者から、イーサネット網契約にかかわるKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービス（データモードに係るものに限ります。）について次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における料金については、2（料金額）の2-1-1の額（この表の（6）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <p>この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">月額</p>						

種 類	継続して利用 する期間	料金の減額 (税抜価格)
(ア) 3年利用	3年間	2-1-1の額に 0.07を乗じて得た額
(イ) 6年利用	6年間	2-1-1の額に 0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（イーサネット網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係るKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスについて、そのイーサネット網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前にKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの品目等の変更、又はアクセス回線の移転によりそのイーサネット網契約に係る料金の額が減少した場合、又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる料金の額に消費税相当額を加算した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払を要する料金の額に消費税相当額を加算した額と既支払額（消費税相当額を加算した額に限ります。以下この欄において同じとします。）との総額が通常契約の総支払額（消費税相当額を加算した額に限ります。以下この欄において同じとします。）を下回る場合は、通常契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を

当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払を要する料金の額（税抜価格）
(7) 品目等の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。）に 0.35 を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に 0.35 を乗じて得た額

(8) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

ア 当社は、契約者（アクセス回線の高速デジタル伝送方式の128kb/s及び中継網接続回線のもの以外のものであって、データモードを利用する者に限ります。以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを全く利用できない状態（そのイーサネット網契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第53条（契約者の切分責任）の規定によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して1時間以上その状態が連続したときは、そのイーサネット網契約に係る料金（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第42条（定額利用料の支払義務）第2項の規定を適用します。

(7) 第35条（接続休止）の規定により接続休止としたとき。

(イ) 第37条（利用中止）第1項の規定によりKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知したとき。

イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）2－1－1に規定する回線使用料の額（この表の（1）欄から（7）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に定める料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%

4 時間以上 6 時間未満	30%
6 時間以上 8 時間未満	40%
8 時間以上 72 時間未満	50%
72 時間以上	100%

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(7)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

(7) (イ)以外の場合

その暦月におけるそのイーサネット網契約に係る回線使用料（その暦月において料金表通則の4の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の4及び5の規定に基づき算出した額とします。）の額（第42条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

(イ) その暦月がそのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供を開始した暦月であって、そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(7)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(9)欄から(11)欄までの規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。

<p>(9) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1のイーサネット網サービス取扱局の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が10ミリ秒を超えた場合は、その暦月におけるKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの回線使用料（この表の（1）欄から（7）欄までの適用又は料金表通則の4の規定（第42条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスについて、その1の暦月を連続して第35条（接続休止）又は第37条（利用中止）があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還とこの表の（8）欄又は（10）欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、（10）欄の規定に定めるところによります。</p>						
<p>(10) サービス品質（稼働率）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において当社が別に定める方法により測定した稼働率（契約者の責めによらない理由により、そのKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスを全く利用できない状態が生じた場合の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）を1の暦月ごとに合算した時間を、その暦月における利用日数に24を乗じて得た時間から減じて得た時間を、その暦月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。）について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、1の暦月におけるKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの回線使用料（この表の（1）欄から（7）欄までの適用又は料金表通則の4の規定（第42条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に次表に定める料金返還率を乗じて得た額（以下「稼働率返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、第37条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社がKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの利用の中止をあらかじめその契約者に通知したとき、又は第35条（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="501 1908 1366 2033"> <thead> <tr> <th>稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.80%以上99.99%未満</td> <td>1/90</td> </tr> <tr> <td>98.00%以上99.80%未満</td> <td>1/30</td> </tr> </tbody> </table>	稼働率	料金返還率	99.80%以上99.99%未満	1/90	98.00%以上99.80%未満	1/30
稼働率	料金返還率						
99.80%以上99.99%未満	1/90						
98.00%以上99.80%未満	1/30						

	<table border="1"> <tr> <td>95.00%以上98.00%未満</td> <td>1 / 10</td> </tr> <tr> <td>90.00%以上95.00%未満</td> <td>1 / 5</td> </tr> <tr> <td>90.00%未満</td> <td>1 / 1</td> </tr> </table> <p>イ この欄の規定及びこの表の（８）欄から（10）欄までの規定のうちいずれか２以上を１の暦月に同時に適用する場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び稼働率返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	95.00%以上98.00%未満	1 / 10	90.00%以上95.00%未満	1 / 5	90.00%未満	1 / 1
95.00%以上98.00%未満	1 / 10						
90.00%以上95.00%未満	1 / 5						
90.00%未満	1 / 1						
（11）アクセス回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用	<p>ア そのアクセス回線が收容されているイーサネット網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（アクセス回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。 ただし、そのアクセス回線が異経路（（12）の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に係わる加算額の支払いを要しません。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更、加入契約回線等の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>						
（12）異経路によるアクセス回線の加算額の適用	<p>ア アクセス回線の終端が直接收容されているイーサネット網サービス取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、当社が別に定める耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>						
（13）特別電気通信設備の加算額の適用	<p>契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。</p>						
（14）回線接続装置等の加算額の適用	<p>当社が回線接続装置等を提供した場合に、回線接続装置等の加算額を適用します。</p>						
（15）配線設備の加算額の適用	<p>当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備に係る加算額を適用します。</p> <p>ア 専用回線の終端から１のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>イ １のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p>						

<p>(16) 復旧等に 伴いアクセ ス回線の経 路を変更し た場合の料 金の適用</p>	<p>故障又は滅失したアクセス回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、そのアクセス回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>
<p>(17) 付加機能 に係る料金 の適用</p>	<p>当社が提供する付加機能を利用した場合、2（料金額）の2－1－3に定める額を適用します。</p>

2 料金額

2-1 データモードに係るもの

2-1-1 回線使用料

(1) アクセス回線

ア プラン1に係るもの

① 高速デジタル伝送方式のもの

1のイーサネット網契約ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
128kb/s	35,000円 (38,500円)
512kb/s	51,000円 (56,100円)
1.5Mb/s	84,000円 (92,400円)

② イーサネット方式のもの

1のイーサネット網契約ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
0.5Mb/s	36,000円 (39,600円)
1Mb/s	52,000円 (57,200円)
2Mb/s	64,000円 (70,400円)
3Mb/s	82,000円 (90,200円)
4Mb/s	100,000円 (110,000円)
5Mb/s	130,000円 (143,000円)
6Mb/s	140,000円 (154,000円)
7Mb/s	148,000円 (162,800円)
8Mb/s	156,000円 (171,600円)
9Mb/s	163,000円 (173,300円)
10Mb/s	168,000円 (184,800円)

20Mb/s	213,000円 (234,300円)
30Mb/s	233,000円 (256,300円)
40Mb/s	253,000円 (278,300円)
50Mb/s	273,000円 (300,300円)
60Mb/s	288,000円 (316,800円)
70Mb/s	303,000円 (333,300円)
80Mb/s	318,000円 (349,800円)
90Mb/s	333,000円 (366,300円)
100Mb/s	343,000円 (377,300円)
200Mb/s	950,000円 (1,045,000円)
300Mb/s	1,010,000円 (1,111,000円)
400Mb/s	1,070,000円 (1,177,000円)
500Mb/s	1,130,000円 (1,243,000円)

600Mb/s	1,190,000円 (1,309,000円)
700Mb/s	1,240,000円 (1,364,000円)
800Mb/s	1,300,000円 (1,430,000円)
900Mb/s	1,360,000円 (1,496,000円)
1Gb/s	1,420,000円 (1,562,000円)

③ 削除

イ プラン2に係るもの

① 高速デジタル伝送方式のもの

1のイーサネット網契約ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
128kb/s	43,000円 (47,300円)
512kb/s	93,000円 (102,300円)
1.5Mb/s	168,000円 (184,800円)

② イーサネット方式のもの

1のイーサネット網契約ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
0.5Mb/s	65,000円 (71,500円)
1Mb/s	73,000円 (80,300円)
2Mb/s	108,000円 (118,800円)
3Mb/s	135,000円 (148,500円)
4Mb/s	158,000円 (173,800円)
5Mb/s	178,000円 (195,800円)
6Mb/s	196,000円 (215,600円)

7Mb/s	213,000円 (234,300円)
8Mb/s	228,000円 (250,800円)
9Mb/s	246,000円 (270,600円)
10Mb/s	261,000円 (287,100円)
20Mb/s	288,000円 (316,800円)
30Mb/s	313,000円 (344,300円)

40Mb/s	338,000円 (371,800円)
50Mb/s	363,000円 (399,300円)
60Mb/s	393,000円 (432,300円)
70Mb/s	418,000円 (459,800円)
80Mb/s	443,000円 (487,300円)
90Mb/s	468,000円 (514,800円)
100Mb/s	493,000円 (542,300円)
200Mb/s	1,410,000円 (1,551,000円)
300Mb/s	1,670,000円 (1,837,000円)
400Mb/s	1,930,000円 (2,123,000円)
500Mb/s	2,190,000円 (2,409,000円)
600Mb/s	2,450,000円 (2,695,000円)
700Mb/s	2,710,000円 (2,981,000円)
800Mb/s	2,970,000円 (3,267,000円)
900Mb/s	3,230,000円 (3,553,000円)
1Gb/s	3,490,000円 (3,839,000円)

③ 削除

(2) 中継回線

1のイーサネット網契約ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
10Mb/s	100,000円 (110,000円)
100Mb/s	300,000円 (330,000円)

2-1-2 加算額

月額

料金種別	区 分		単位	料金額 (税抜価格 (税込価格))	
ア 区域外線路使用料	光配線の場合		区域外線路100mまでごとに	1,000円 (1,100円)	
イ 異経路の線路	—		—	別に算定する実費	
ウ 特別電気通信設備使用料	—		—	別に算定する実費	
エ 回線接続装置使用料	高速デジタル伝送方式のもの	アクセス回線の場合		1台ごとに	5,000円 (5,500円)
	イーサネット方式のもの	—	100Mb/sまでのもの		5,000円 (5,500円)
オ 回線終端装置使用料	イーサネット方式のもの	—	200Mb/sから1Gb/s用のもの	1台ごとに	60,000円 (66,000円)
カ 削除					
キ 配線設備使用料	高速デジタル伝送方式のもの	アクセス回線の場合	512kb/s又は1.5Mb/s用のもの	1配線ごとに	2,000円 (2,200円)
	イーサネット方式のもの	—	100Mb/sまでのもの		2,000円 (2,200円)

2-1-3 付加機能利用料

月額

区 分			単 位	料金額 (税抜価格 (税込価格))	
1 優先 制御機 能	フレーム 若しくは IPパケ ットを、 フレーム 若しくは IPパケ ットごと にあらか じめ指定 した優先 順位にし たがって 、アクセ ス回線の 終端の方 向に転送 する機能 をいいま す。	イーサネ ット方式 のもの	品目が10Mb/s までのもの	1 契約者 回線ごと に	15,000円 (16,500円)
			品目が20Mb/s のもの	20,000円 (22,000円)	
			品目が30Mb/s のもの	30,000円 (33,000円)	
			品目が40Mb/s のもの	40,000円 (44,000円)	
			品目が50Mb/s のもの	50,000円 (55,000円)	
			品目が60Mb/s のもの	60,000円 (66,000円)	
			品目が70Mb/s のもの	70,000円 (77,000円)	
			品目が80Mb/s のもの	80,000円 (88,000円)	
			品目が90Mb/s のもの	90,000円 (99,000円)	
		品目が100Mb/ sのもの	100,000円 (110,000円)		
	高速ディ ジタル伝 送方式の もの	品目が128kb/ sから1.5Mb/s までのもの		15,000円 (16,500円)	
備考	本機能は、アクセス回線について、イーサネット方式のものを利用する契約者に限り提供します。				

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第43条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

A B以外のもの

区 分	内 容	
(1) 工事費の適用	ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線、配線設備、端末設備及びイーサネット網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。	
(2) 移転の場合の工事費の適用	ア 移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。	
(3) 工事の適用区分	ア 工事の区分は次のとおりとします。	
	工事の区分	適 用
	(ア) 回線設定等に係る工事	契約者回線の設置、品目等の変更又は移転の際に、イーサネット網サービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。
	(イ) 回線接続装置に係る工事	回線接続装置の設置、変更、移転又は取替の場合に適用します。
	(ウ) 配線設備に係る工事	アクセス回線の設置、変更、移転又は取替の場合に適用します。
	(エ) 利用の一時中断等に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断等を行う場合に適用します。
(オ) 付加機能に係る工事	付加機能の利用の開始及び変更を行う場合に適用します。	
(4) 工事費の減額適用	ア 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。	

B 他社接続回線（DSL方式に係るものに限ります。）に係るもの

区 分	内 容	
(1) 工事費の適用	ア 工事費は、工事を要することとなる他社接続回線、端末設備及びイーサネット網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。	
(2) 移転の場合の工事費の適用	ア 移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。	
(3) 工事の適用区分	ア 工事の区分は次のとおりとします。	
	工事の区分	適 用
	(7) 回線設定等に係る工事	他社接続回線の設置、品目等の変更又は移転の際に、イーサネット網サービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。
	(イ) DSL装置に係る工事	DSL装置の設置、変更、移転、取替又は予備DSL装置の設置の場合に適用します。
	(ウ) 回線調整に係る工事	他社接続回線について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え又はブリッジタップはずし（他社接続回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行う場合に適用します。
	(I) 利用の一時中断等に係る工事	他社接続回線の利用の一時中断等を行う場合に適用します。
(4) 工事費の減額適用	ア 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。	

2 工事費の額

A B以外のもの

工 事 の 種 類		単 位	工 事 費 の 額 (税抜価格 (税込価格))
回線接続工事		1の工事ごとに	5,500円 (6,050円)
配線設備に係る工事		1の工事ごとに	12,000円 (13,200円)
回線接続装置に係る工事		1の工事ごとに	8,000円 (8,800円)
付加機能に係る工事	(カ) 優先制御機能に係る工事	1の工事ごとに	10,000円 (11,000円)
利用の一時中断等に係る工事		1の工事ごとに	5,500円 (6,050円)
備考 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。			

B 削除

第2 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第44条（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路（異経路による設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。）について適用します。</p> <p>イ 移転後のアクセス回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにイーサネット網契約を締結して、その場所でKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの線路設置費の額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;">線路設置費の額（残額があるときに限ります。）</td> </tr> </table> <p>イ KDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの種類及び品目等の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;">線路設置費の額（残額があるときに限ります。）</td> </tr> </table>	新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）
新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (OPTAGE) サービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）							
変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）							

2 線路設置費の額

1のアクセス回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線 路 設 置 費 の 額 (税抜価格 (税込価格))
	光配線の場合
線路設置費	62,000円 (68,200円)

第3 設備費

1 適用

設備費の適用については、第45条（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路の線路の部分 イ 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

設備費の額	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するイーサネット網サービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記13（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書の発行手数料の適用	契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごと に	400円 (440円)
備考	1 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。	

料金表別表 1 削除

別表 基本的な技術的事項

アクセス回線に関するもの

1 高速デジタル伝送方式のもの

(1) 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
128kb/s、512kb/s、1.5Mb/s	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
128kb/s	2線式インタフェース	TTC標準 JT-G961 準拠		
512kb/s、.5Mb/s	F 04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	6,312 kbit/s	CMI符号	光出力 -7dBm以下 使用中心 波長 1.31μm

2 イーサネット方式のもの

(1) 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、4Mb/s、5Mb/s、6Mb/s、7Mb/s、8Mb/s、9Mb/s、10Mb/s	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
20Mb/s、30Mb/s、40Mb/s、50Mb/s、60Mb/s、70Mb/s、80Mb/s、90Mb/s、100Mb/s		IEEE802.3 100BASE-TX 準拠

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s 、2Mb/s、3Mb/s 、4Mb/s、5Mb/s 、6Mb/s、7Mb/s 、8Mb/s、9Mb/s 、10Mb/s、20Mb/s、 30Mb/s、40Mb/s、 50Mb/s、60Mb/s、 70Mb/s、80Mb/s、 90Mb/s、100Mb/s	F 04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802.3 準拠

(3) 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
200Mb/s、300Mb/s、 400Mb/s、500Mb/s、 600Mb/s、700Mb/s、 800Mb/s、900Mb/s、 1Gb/s	F 04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠) GI形光ファイバケーブル (JIS規格C6832のSGI- 50/125 及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX 準拠
	F 04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠) SM形光ファイバケーブル (JIS規格C6835のSSMA- 10/125準拠)	IEEE802.3 1000BSE-LX 準拠

附 則

(実施期日)

この約款は、平成18年12月25日から施行します。

附 則

(実施期日)

この改訂規定は、平成20年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改訂規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記13の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改訂規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。